

社会保険労務士の上手な活用方法 ～貴社の人事部となります～

虎ノ門法律経済事務所 社会保険労務士
渡邊 武夫

事務所ご案内

事務所 虎ノ門法律経済事務所 社会保険労務士 渡邊武夫

住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル9階

TEL: 03-5501-2488 Fax: 03-5501-2771 E-mail: info@sr-partner.com

業務分野 助成金コンサルタント(御社の福の神となります)

人事労務業務全般(就業規則作成・賃金・退職金制度改定・人事評価制度構築等
御社の人事部となります)

経歴 昭和24年生まれ・東京都出身 早稲田大学商学部卒業
筑波大学大学院修士課程修了

職歴 昭和48年損害保険入社後35年間継続勤務。 最終年度同社健康保険組合常務理事(人事部人事
担当課長を兼務し、人事制度全般を管理) 平成21年4月事務所開業

保有資格 社会保険労務士 法学修士 専門職成年後見人(専門職成年後見人として裁判所に名簿登録)
障害者職業生活相談員 年金マスター 英語検定準1級 損害保険特級一般

所属 東京都社会保険労務士会港支部 早稲田大学稲門会
筑波大学大学院労働判例研究会 落語家桂右團治後援会幹事

事業主の皆様へ

助成金業務をスタートから受給まで円滑にサポートさせて頂いております。また、人事労務は専門的な業務分野です。餅は餅屋へと申しますが、助成金獲得や人事労務諸問題の解決は専門の当事務所にお任せください。中小企業の様々なニーズに社外人事部としてワンストップで対応できます。



社会保険労務士の役割

○社外人事部機能

顧問契約により社外人事部としてワンストップで対応できます。

業務分類	業務内容(労働保険・社会保険)	補足
1号	事業主のための関係書類の作成	社会保険労務士独占業務
2号	事業主のための代理・代行業務	社会保険労務士独占業務
3号	人事労務に関する相談・指導・助言	労務コンサルティング業務 → 企業のニーズの多くは3号

○中小企業こそ社労士の活用が期待できる

人事労務業務	マンモス企業(例)	大手企業	中小企業
採用・教育	人材教育部	}	人事部組織なし
キャリア形成	能力開発部		人事部
人事管理	人事部		社労士活用

当事務所社労士顧問業務のいろいろ

○事業主のパートナーとして様々な業務に対応します



頻発している労働トラブル

～未然防止・善後処理に社労士活用～

昔の労使関係(ウェット)

滅私奉公の見返りに終身雇用・
定期昇給・一定ポストを得る



今の労使関係(ドライ)

昔の労使関係の崩壊
権利と義務の乾いた契約関係

その結果発生するものは・・・労使トラブルの頻発

労使トラブル { 個別労働紛争(裁判提訴・労働審判・
労基署への訴え)
集団労働紛争(合同労組・ユニオンへの
駆け込み)

最も大事な事は労使トラブルの未然防止

- 事業主の誰もが労使トラブルに巻き込まれる状況
対前年：労働審判69%増加 労働裁判32%増加
(2,052件→3,468件) (2,441件→3,218件)
- 労使トラブル事後処理に費やすエネルギーは大きい
労働紛争を起こさない日常の管理体制の大切さ
- 就業規則は会社の守り神にも凶器にもなります
提訴する労働者は事業主以上に就業規則を勉強

転ばぬ先の杖が顧問社労士

アスタマニアーナ(明日でも大丈夫)では 間に合わない

全国地方自治体に広がる労働条件審査

(例)「川崎市契約条例」の改正(平成23年4月施行)

- 改正の経緯** 公契約の競争入札が官製ワーキングプアを創出(価格競争を人件費圧縮に転嫁)
- 改正の内容** 公契約(工事請負6億円、業務委託1千万円以上)に対し、作業報酬最低額が支払われているか、市が調査し、違反企業には是正勧告が行われます。
(下請け・一人親方も調査対象)
- 改定の意味** 労働者に不当に安い賃金を支払っている企業は、公契約マーケットから排除されます
この改正は地方自治体に拡大しています

アスタマニアーナ(明日でも大丈夫)では 間に合わない その2

中小企業も労働法強化の治外法権ではありません

法律	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	法令強化される事項
次世代法	4月					一般事業主行動計画報告義務 301人→101人に拡大
育児介護 休業法		6月				3歳未満の子を養育する労働者に 所定外労働免除・時間短縮を行う
労基法			4月			1月60時間超の割増率25%→50%等(平成25年4月に再検討)
高齢者 雇用安定法			4月			定年年齢が64歳→65際に引上げ
障害者雇用 促進法					4月	障害者法定雇用率1.8%未満の納付金企業拡大(201人→101人)

厚労省助成金の活用

○厚労省助成金を利用しない手はありません
知らないゆえに損をしていませんか

○助成金は **無利子** **無返済** **使途自由** の資金です

○厚労省助成金の特徴(支給事由)

人の採用	* トライアル雇用奨励金 * 特定求職者雇用開発助成金 * 若者チャレンジ奨励金 * 3年以内既卒者雇用奨励金 * 被災者雇用開発助成金 等
人のキャリアアップ・雇用改善	* キャリア形成促進助成金 * キャリアアップ助成金 * 建設労働者確保育成助成金 等
人の雇用維持	* 雇用調整助成金 * 労働移動支援助成金 等

助成金をもらい損ねてしまった！

そんな助成金あるとはしらなかった！
(創業経費を150万円限度で三分の一支給)

受給資格者
創業支援助成金

ハローワークを通さなければならなかった！
(タウンワークでの人材募集は助成金対象外)

トライアル
雇用奨励金

就業規則に記載がなかった！
(アルバイトを正社員へ転換で40万円)

キャリアアップ
助成金

申請期限が切れていた！
(全ての助成金)

全ての助成金で申請
期限切れは駄目

助成金は条件厳格・書類繁多・期限厳守です